新旧対照表

参考資料

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| (建築物の容積率の最高限度)第5条の3　別表第3の3(い)欄に掲げる地区内の建築物の容積率は、同表(う)欄に掲げる数値以下でなければならない。 |  |
|  |  |
| (建築物の高さの最高限度) | (建築物の高さの最高限度) |
| 第7条　略 | 第7条　略 |
| 2　前項の建築物(南部産業拠点(酒井地区)地区整備計画区域内の産業系地区Ａ－1及び産業系地区Ｂにおける建築物を除く。)の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートル(南部産業拠点(酒井地区)地区整備計画区域内の非産業系地区における建築物にあっては5メートル)までは算入しない。 | 2　前項の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは算入しない。 |
|  |  |
| (1の敷地とみなすことによる制限の特例) | (1の敷地とみなすことによる制限の特例) |
| 第8条　法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定により認定又は許可を受けた建築物に対する第5条及び第5条の3の規定の適用については、当該認定又は許可に係る一団地又は一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の1の敷地とみなす。 | 第8条　法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定により認定又は許可を受けた建築物に対する第5条の規定の適用については、当該認定又は許可に係る一団地又は一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の1の敷地とみなす。 |
| (既存の建築物に関する制限の緩和) | (既存の建築物に関する制限の緩和) |
| 第9条　法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。 | 第9条　法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。 |
| (1)　増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条並びに第5条及び第5条の3の規定に適合すること。 | (1)　増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条並びに第5条の規定に適合すること。 |
| (2)及び(3)　略 | (2)及び(3)　略 |
| 2及び3　略 | 2及び3　略 |
|  |  |
| (罰則) | (罰則) |
| 第12条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 | 第12条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 |
| (1)　略 | (1)　略 |
| (2)　第5条、第5条の2第1項、第5条の3、第6条又は第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者) | (2)　第5条、第5条の2第1項、第6条又は第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者) |
| (3)及び(4)　略 | (3)及び(4)　略 |
| 2及び3　略 | 2及び3　略 |
|  |  |
| 別表第1(第3条関係) | 別表第1(第3条関係) |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 区域 |
| 略 | 略 |
| 南部産業拠点(酒井地区)地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された厚木都市計画南部産業拠点(酒井地区)地区計画において地区整備計画が定められた区域 |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 区域 |
| 略 | 略 |

 |
| 別表第2(第4条関係) | 別表第2(第4条関係) |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (あ) | (い) | (う) |
| 区域 | 地区 | 建築することができる建築物 |
| 略 | 略 | 略 |
| 森の里東地区地区整備計画区域 | 製造関連施設地区 | (1)　略(2)　次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)　ア～ク　略　ケ　診療所(森の里東地区地区整備計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。以下この項から流通業務施設地区の項まで |
|  |  | において同じ。)　コ　保育所その他こ　　れに類するもの(森　　の里東地区地区整　　備計画区域内で就　　業する従業員のた　　めの施設を除く。　　以下この項から流　　通業務施設地区の　　項までにおいて同　　じ。) |
| サ～ス　略セ　畜舎(その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。以下この項から流通業務施設地区の項までにおいて同じ。)　ソ　略 |
| 略 | 略 |
| 略 | 略 |
| 南部産業拠点(酒井地区)地区整備計画区域 | 産業系地区Ａ－1 | (1)　法別表第2(を)項に掲げる建築物以外の建築物(次号に掲げる建築物を除く。)(2)　次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)ア　住宅又は共同住宅イ　寄宿舎又は下宿(産業系地区Ａ－1内で業務を営むものが従業員のために設置する研修施設を除く。)ウ　店舗、飲食店その他これらに類するもの(工場、事務所等に附属するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下のものを除く。) |
|  |  | 　エ　ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するものオ　カラオケボックスその他これに類するものカ　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものキ　図書館、博物館その他これらに類するものク　神社、寺院、教会その他これらに類するものケ　公衆浴場コ　診療所(南部産業拠点(酒井地区)地区整備計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。以下この項から産業系地区Ａ－4の項までにおいて同じ。)サ　保育所その他これに類するもの(主として南部産業拠点(酒井地区)地区整備計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。以下この項から産業系地区Ａ－5の項までにおいて同じ。)シ　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものス　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (あ) | (い) | (う) |
| 区域 | 地区 | 建築することができる建築物 |
| 略 | 略 | 略 |
| 森の里東地区地区整備計画区域 | 製造関連施設地区 | (1)　略(2)　次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)　ア～ク　略　ケ　診療所(森の里東地区地区整備計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。以下同じ。) |
|  |  | コ　保育所その他これに類するもの(森の里東地区地区整備計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。以下同じ。) |
| サ～ス　略セ　畜舎(その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。以下同じ。)　ソ　略 |
| 略 | 略 |
| 略 | 略 |

 |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | セ　自動車教習所ソ　自動車車庫(建築物に附属するものを除く。以下この項から産業系地区Ａ－5の項までにおいて同じ。)タ　畜舎(その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。以下この項から産業系地区Ａ－5の項までにおいて同じ。)チ　法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)に掲げる事業を営む工場ツ　政令第130条の9第1項の表準工業地域欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものテ　卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2に定める処理施設 |
| 産業系地区Ａ－2 | (1)　法別表第2(を)項に掲げる建築物以外の建築物(次号に掲げる建築物を除く。)(2)　次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)ア　住宅、共同住宅、寄宿舎又は下　　宿イ　店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの |
|  |  | ウ　ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するものエ　カラオケボックスその他これに類するものオ　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものカ　図書館、博物館その他これらに類するものキ　神社、寺院、教会その他これらに類するものク　公衆浴場ケ　診療所コ　保育所その他これに類するものサ　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものシ　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの |
|  |  | ス　自動車教習所セ　自動車車庫ソ　畜舎タ　法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)に掲げる事業を営む工場チ　政令第130条の9第1項の表準工業地域欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものツ　卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2に定める処理施設 |
|  | 産業系地区Ａ－3 | (1)　法別表第2(を)項に掲げる建築物以外の建築物(次号に掲げる建築物を除く。)(2)　次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)ア　住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿イ　店舗、飲食店その他これらに類するもの(工場、事務所等に附属するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)ウ　ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するものエ　カラオケボックスその他これに類するものオ　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものカ　図書館、博物館その他これらに類するものキ　神社、寺院、教会その他これらに類するものク　公衆浴場ケ　診療所コ　保育所その他これに類するもの |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | サ　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものシ　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものス　自動車教習所セ　自動車車庫ソ　畜舎タ　法別表第2(る)項第1号(1)から(13)まで又は(15)から(31)までに掲げる事業を営む工場チ　政令第130条の9第1項の表準工業地域欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものツ　卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2に定める処理施設 |   |
| 産業系地区Ａ－4 | (1)　法別表第2(を)項に掲げる建築物以外の建築物(次号に掲げる建築物を除く。)(2)　次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)ア　住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿イ　店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | ウ　ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するものエ　カラオケボックスその他これに類するものオ　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものカ　図書館、博物館その他これらに類するものキ　神社、寺院、教会その他これらに類するものク　公衆浴場ケ　診療所コ　保育所その他これに類するものサ　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものシ　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものス　自動車教習所セ　自動車車庫ソ　畜舎タ　法別表第2(る)項第1号(1)から(13)まで又は(15)から(31)までに掲げる事業を営む工場チ　政令第130条の9第1項の表準工業地域欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | ツ　卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2に定める処理施設 |
| 産業系地区Ａ－5 | (1)　法別表第2(を)項に掲げる建築物以外の建築物(次号に掲げる建築物を除く。)(2)　次に掲げる建築物以外の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)ア　住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿イ　店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものウ　ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するものエ　カラオケボックスその他これに類するものオ　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものカ　図書館、博物館その他これらに類するものキ　神社、寺院、教会その他これらに類するものク　公衆浴場ケ　保育所その他これに類するもの |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | コ　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものサ　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものシ　自動車教習所ス　自動車車庫セ　畜舎ソ　法別表第2(る)項第1号(1)から(13)まで又は(15)から(31)までに掲げる事業を営む工場タ　政令第130条の9第1項の表準工業地域欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものチ　卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2に定める処理施設 |
| 産業系地区Ｂ | (1)　店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの(2)　事務所その他これに類するもののうち2階以下で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下のもの(3)　診療所(4)　巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | (5)　保育所その他これに類するもの(主として南部産業拠点(酒井地区)地区整備計画区域内で就業する従業員のための施設に限る。)(6)　倉庫(自家用倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下のものに限る。)(7)　畜舎(その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以下のものに限る。)(8)　政令第130条の6に定める工場(9)　政令第130条の9第1項の表準住居地域欄に定める数量以下の危険物の貯蔵又は処理に供するもの(10)　前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5の5に定めるものを除く。) |
| 非産業系地区 | (1)　住宅(2)　住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3に定めるもの(3)　診療所(4)　巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物(5)　法別表第2(ち)項第2号から第4号までに掲げるもの(6)　前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。) |

 |  |
| 別表第3(第5条関係) | 別表第3(第5条関係) |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (あ) | (い) | (う) |
| 区域 | 地区 | 建築物の建ぺい率の最高限度 |
| 略 | 略 | 略 |
| 南部産業拠点(酒井地区)地区整備計画区域 | 非産業系地区 | 10分の5(法第53条第3項第2号に該当するものにあっては、10分の6) |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (あ) | (い) | (う) |
| 区域 | 地区 | 建築物の建ぺい率の最高限度 |
| 略 | 略 | 略 |

 |
| 別表第3の2(第5条の2関係) | 別表第3の2(第5条の2関係) |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (あ) | (い) | (う) |
| 区域 | 地区 | 建築物の敷地面積の最低限度 |
| 略 | 略 | 略 |
| 南部産業拠点(酒井地区)地区整備計画区域 | 産業系地区Ａ－1 | 5,000平方メートル。ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。 |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (あ) | (い) | (う) |
| 区域 | 地区 | 建築物の敷地面積の最低限度 |
| 略 | 略 | 略 |

 |
| 別表第3の3(第5条の3関係) |  |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (あ) | (い) | (う) |
| 区域 | 地区 | 建築物の容積率の最高限度 |
| 南部産業拠点(酒井地区)地区整備計画区域 | 非産業系地区 | 10分の10 |

 |  |
| 別表第4(第6条関係) | 別表第4(第6条関係) |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (あ) | (い) | (う) |
| 区域 | 地区 | 壁面の位置の制限 |
| 略 | 略 | 略 |
| 南部産業拠点(酒井地区)地区整備計画区域 | 産業系地区Ａ－1 | 南部産業拠点(酒井地区)地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限 |
| 産業系地区Ａ－2 | 南部産業拠点(酒井地区)地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限 |
| 産業系地区Ａ－3 | 南部産業拠点(酒井地区)地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限 |
|  | 産業系地区Ａ－4 | 南部産業拠点(酒井地区)地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限 |
| 産業系地区Ａ－5 | 南部産業拠点(酒井地区)地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限 |
| 産業系地区Ｂ | 南部産業拠点(酒井地区)地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限 |
| 非産業系地区 | 南部産業拠点(酒井地区)地区計画の地区整備計画において定められた壁面の位置の制限 |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (あ) | (い) | (う) |
| 区域 | 地区 | 壁面の位置の制限 |
| 略 | 略 | 略 |

 |
| 別表第5(第7条関係) | 別表第5(第7条関係) |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (あ) | (い) | (う) |
| 区域 | 地区 | 建築物の高さの最高限度 |
| 略 | 略 | 略 |
| 南部産業拠点(酒井地区)地区整備計画区域 | 産業系地区Ａ－1 | 建築物の各部分から本厚木下津古久線の反対側の境界線までの水平距離に0.9を乗じて得た数値 |
| 産業系地区Ｂ | (1)　建築物の各部分から本厚木下津古久線の反対側の境界線までの水平距離に0.9を乗じて得た数値(2)　建築物の各部分から厚木都市計画南部産業拠点(酒井地区)地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 |
| 非産業系地区 | 10メートル |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (あ) | (い) | (う) |
| 区域 | 地区 | 建築物の高さの最高限度 |
| 略 | 略 | 略 |

 |
|  |  |